

国際連合気候変動枠組条約 C D M理事会第87回理事会(EB#87)概要報告

2015年 11月28日

経済産業研究所・東京大学 戒能
kainou-kazunari@rieti.go.jp

日 時 2015年 11月23日 (月) - 11月27日 (金), 12月1日(火) Q&A Session (予定)

場 所 パリ・フランス UNESCO本部 本会議場

主要結果

1. 定足・構成

1-1. 出席理事構成 (斜体欠席)

	正理事 Member	代理理事 Alternate
アジア ASIA	<i>Tariq M I.</i> (パキスタン)	Oh D. (大韓民国)
中南米 LACRB	Eduardo C. (ペルー:副議長)	Rolle A. (バハマ)
アフリカ AFR	Gopolang B (ボツワナ)	Amougou J. (カメルーン)
島嶼国 SIDs	Hugh S. (グラナダ)	Amjad A. B. (モルジブ)
(途上国)	Washington.Z (ジンバブエ)	(空席)*
Non-An.1	Miguez J. D (ブラジル)	Duan M. (中華人民共和国)
移行国 EIT	Natalia K. (ウクライナ)	Diana H. (アルメニア)
西欧 WEOG	Martin E. (スイス)	Olivier K. (EU/ベルギー)
(先進国)	Frank W. (EU/ドイツ)	Domwroiski.P (EU/ポーランド)
Annex-1	Lambert S. (EU/独 :議長)	戒能 一成 (日本)

-*1 Non-Annex-1 の Alternate 1名(Qasi K)は 2015年 1月付辞任, 暫定的に空席 (斜体欠席)

2. 運営管理 (議題2.1~2.5)

2-1. CDM 2016年予算 (CDM-MAP 2016) (会議後 Annex-1, 会議録 para15) 注 目

- 1) 背景 - 定例の年次事業計画, 2016年の事業予算・人員配分を決定。
 - 第2約束期間3回目の事業計画, 例年どおり予算節減・重点化の継続が論点。
- 2) 結果 - 2016年予算は 対前年予算比▲28.6% として可決。
 - 当該措置により, 仮に今後収入が 0 でも 2020年迄の運営は確保できる見込。
- 3) 議論 - 事業登録の継続的減少を受け, 繰越金を食潰しながら運営している現状にあるため, EBFC(予算委・議長戒能)・事務局の共同作業にて抜本的節減策を激論。
 - 昨年からの理事会での厳しい議論を受け, 事務局では大規模な人員整理・削減計画を策定、既に一部着手し人件費の大幅削減案を呈示。
 - 個別案件では RCC(地域協力センター)予算の事業内容の妥当性、地域フォーラムの有効性などが議論となったが、RCCについては結局増額(+13.2%)で決着。
- 4) 注記 - 事務局においては組織改編、50人程度の人員削減及び業務内容の見直しを COP/CMP終了後の年末に掛けて実施する予定。これに伴い、各業務の担当部署及び担当人員が大幅に入替わることとなるので注意ありたい

2-2. RCC(地域協力センター)事業の見直し (会議前 Annex-04, 会議録 para11)

- 1) 背景 - 現在 5ヶ所運営中のUNFCCC地域協力センター(RCC)の今後の事業方針について議論。前回理事会に呈示された第三者評価では、活動効果は一定の評価があるが CDMの地理的分散問題に貢献していないセンターがあるとの指摘有。
 - 事務局から今後 CDM以外の事業についても RCCで支援する旨の計画案提示。
- 2) 結果 - RCCについてはその事業を LDC, SIDs, Africaなど CDM低実施国(CDM事業数が10以下の国)に重点化すること

- CDM以外の事業については、CDM予算と明確に区分し流用を認めないこと
- 3) 議論 - RCCについては、そもそも締約国から低実施国などCDMの地理的分散問題への対応策として認められた支所であり、これに無関係な活動や CDM以外の活動に野放図に事業を拡大することについて理事会から強い懸念が呈された。
 - このため、現行の膨張指向を改め、CDM低実施国支援という原点に立返るべき旨を決議し、事務局案にあったそれ以外の活動拡大提案は全て却下。

2-3. CDM利用拡大・振興策の強化 (会議前Annex-02, 会議録 para07)

- 1) 背景 - 現状 Climate Action Now という任意償却サイトを始め、各種の利用拡大・振興策を実施してきたが、今後の更なる CERの任意償却の利用拡大・振興策について議論。
- 2) 結果 - 任意償却の利用拡大・広報・意見交換などにつき活動を強化することを決定。
 - 世銀が管理する適応基金(Adaptation Fund)からの任意償却について、支払手段の技術的問題が指摘されたが、適応基金を特別扱いしないことを決定。
- 3) 議論 - 事務局の分析・提案について肯定的意見多数。併せて関連予算も増査定を実施。

2-4. CDM事業手続の簡素化・整合化 (会議前Annex-01,03 会議録 para06,08,09,10他)

- 1) 背景 - 前回理事会などからの継続検討事項。検討が終わった一部案件につき案提示。
- 2) 結果 - 任意脱退事業の再登録については制度整備せず、現行どおり個別判断
 - 登録申請の再提出時に延長される旧方法論の有効期限は 90日とする
 - 方法論と事業申請が同時にあった場合でも方法論の遡及使用は認めない
 - 事業の登録後変更(PRC)が不要な変更の種類について更に検討・拡大する
 - 小規模収束事業については、収束の解体、発効認証(Verification)の弾力化、複数発効手続の許容化を進めるが、収束事業から抜けた事業を単独事業として登録することは個別判断(制度整備しない)とし PoAに転換することは認めない
 - DOEによる事業訪問審査(On-site visit)については、基本的に有効化(Validation)時は省略可だが 最初の発効認証(Verification)時には必須という方向でよいが、具体的な省略可能要件を今後検討
 - 更に発効認証時に有効化時の監査上の問題が発見された場合の措置を今後検討
- 3) 議論 (本件は非常に専門的・技術的事項であり Webcast を参照ありたい)

2-5. DOE(指定認証機関)業務評価・手続費用問題 (会議前Annex-07,08 会議録 para14,16)

- 1) 背景 - DOEの事業件数が顕著に減少したため、現行業務評価の妥当性、手続費用の軽減の是非について事務局に検討依頼。
- 2) 結果 - DOEの業務評価結果の公表は今後当面停止し、信認パネル(AP)が毎年妥当性を検証して必要があれば理事会にこれを報告すること
 - DOEへの認証手続費用の軽減については、軽減の必要がないことを理解 他制度同様認証手続費用を分割払することを認める点につき更に検討
- 3) 議論 - 認証手続費用軽減については DOEの信認基準において資金的安定性を求めていることと若干矛盾する話であり、減額は必要ないが分割払の検討を決定。

3. 個別案件 (議題3.1～3.4) (※ 個別案件についての議論は全て守秘義務対象のため非公開)

3-1. DOE信認 Accreditation

重要

- 2) 結果 - 1件の資格停止を承認 (E-0058 "MASCI" タイ, 会議録para23)
 - 1件の資格停止継続を承認 (E-0037 "RINA" イタリア, 会議録para30)

- 1件の DOEについて要経過観察(UO)措置開始を了承。(会議録 para 28)
(E-0063 NAC)
(3ヶ月以内に定期検査を再実施、なお不適合の場合には理事会にて信認停止・剥奪など処分措置を検討)
- 1件の再信認を承認 (E-0050 "HKQAA", 会議録para21)
- 5件の通常検査(ROSA)完了を了承。(会議録 para22)
- 1件の業務検査(PA)の完了を了承。(会議録 para26)
- 5件の追加審査実施を了承。(会議録 para24, 25)
- 2件の部分的任意脱退を了承。(E-0003 "DNV", E-0042 "GLC")

3-2. 登録 Registration, 3-3. 発行 Issuance

(いずれも該当なし)

4. 制度改正(1) / 事業基準・方法論 (議題4.1)

4-1. DOE信任分野分類-方法論再整理「紐付け」問題 (会議録para37, 会議前Annex-11参照)

- 1) 背景 - 2014年の現行信任基準(AS ver.6.0)導入時に DOE信任分野分類(Sectral Scope)と各方法論の「紐付け」が修正される予定であったが、作業が遅延したため一部 DOEから「認証作業不能」との問題提起有。(前回・前々回議事録参照)
- 2) 結果 - 事務局呈示の方法論の分野分類案を承認、信認基準改訂を事務局に指示。
- 今後新設される方法論については分野分類を記入することを決定。
- 5) 対応 - 個別案件で当該不備に基づく支障がある場合、DOEからの申請により暫定的に理事会議長・副議長の裁量で問題処理に当たることを決定済。問題がある DOEにおかれては事務局に相談されたし。

4-2. 大規模方法論新設・改訂

(会議録 para40-47)

2) 結果 - 採択

- (新設) AM0116 地上供給電力による航空機移動("e-taxi")システム
- ACM0026 特定需要家向けコジェネシステム (AM0014, AM0102を統合)
- (改訂) AM0058 地域熱供給の新設
- ACM0012 廃棄エネルギー回収
- TOOL 電力消費に伴う排出・漏洩排出 及び 発電電力算定ツール
- TOOL 電力消費に伴う排出原単位算定ツール
- TOOL 気体流中の温室効果ガス算定ツール
- TOOL ベースラインでの発電・発熱効率推計ツール

- 3) 議論 - AM0116 の議論において、現行商用機に限定している適用範囲を公用機などの非商用機に拡大する可能性を方法論パネルに検討依頼。

4-3. 小規模方法論新設・改訂

(会議録 para49-50)

- 2) 結果 - 零細事業の自動追加性技術リストについては、現行リストの維持を決定。
今後、理事会での議論を受けて、現状全世界平均値で判定しているが技術・地域毎の適用の可能性や、新規技術の追加可能性、3年の見直し期間を 5年に延長する可能性などにつき小規模WGに検討依頼。
- 太陽電池による航空機駐機時給電システム(新設方法論)については、原案では国内線だけとの提案であったが、ICAOと相談し国際線を含めるべく 小規模WGに再検討を依頼。
- 3) 議論 - 自動追加性リストについては、通常技術との費用差がなお大きいという結果

につき、例えば島嶼国では太陽電池と在来電源との費用差が小さく従ってリストの評価が正確性を欠くとの指摘あり。

5. 制度改正(2) / 手続基準 (議題4.2)

5-1. 地域利害関係者意見聴取手続(新設) (会議後 Annex-12) 重 要

- 1) 背景 - 前々回理事会からの継続検討事項。EB#70 で基本的事項は議論したが、何故か問題は 3年近く放置され EB#85 で突如改善案が提示。
 - 事務局ではなく理事会にて直接継続検討する旨 EB#86 で決定。
- 2) 結論 - 新規手続案を採択、今後関連規程を改定する旨決定。
 - 主要な内容以下のとおり。
 - ・ 地域利害関係者から人権問題などが提起された場合、内容を吟味することなく事務局がそのまま国連の人権関連機関に資料を回付すること
 - ・ 地域利害関係者の説明会招聘範囲は、受入国法規に従い決定されるべきこと
 - ・ 従来事業主体に任されていた地域利害関係者への説明会通知・説明会開催及び実施・意見聴取の方法についての手順・方法を定めること
 - ・ 地域利害関係者から CDM事業以外の問題が提起された場合、DOEがこれを事業受入国の CDM担当機関(DNA)に通知すること
- 3) 議論 - 原案では事業受入国の法規による要求内容を超える些細・過重な手続が事務局及び一部理事から提案されていたが、小生を中心に受入国法規の要求事項に従った現行慣行の範囲内に止めるよう再三長時間に亘り交渉し成案。
- 4) 対応 - 基本的に現行慣行を整理・文書化しただけの内容となっているものの、事業主体・DOEにおいては地域利害関係者意見聴取について新たな手続が PS・PCP・VVs 等の関連規約に今後追加されることとなるため注意ありたい。

6. 制度改正(3) / 政策論 (議題4.3)

(今回該当なし)

次回理事会(EB#88) 2016年 3月 に ドイツ・ボンにて開催予定

- 2-1. での来年度予算案の議論において、2016年は理事会を暫定的に5回開催することを決定。正式には当該 2016年の最初の理事会で議論。